２　弁済の場所及び端数の処理
①本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
②割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める関係者債権に該当しないものをいう。
２　弁済及び免除
①基本方針
清算株式会社が保有する財産を全て換価し、換価済み財産から、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額として、一般債権者に対する弁済を行う。
②弁済
清算株式会社が保有する全ての財産の換価が完了した時点で、清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、一般債権の債権額により按分して各債権者に対する弁済額を算定し、速やかに、各債権者に対し、当該弁済額を支払う。
③免除
弁済完了後、一般債権の残額について免除を受ける。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち伊藤正敏が有するものをいう。
２　関係者債権の免除
関係者債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。

以上
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始